

令和5年第4回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 ネパール及びベトナム現地日本語学校4校との
「人材の育成・送出し・受入れ促進に関する協力覚書」の締結について・ 2
- 2 パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携について・・・・・・・・ 3
- 3 特別児童扶養手当の支給遅延について・・・・・・・・ 4
- 4 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）の
マイナンバーの紐付け誤りについて・・・・・・・・ 5
- 5 いばらき出会いサポートセンターにおける結婚支援の取組について・・・ 6
- 6 茨城県こども計画（仮称）策定のための基礎調査の実施について・・・・ 7
- 7 教育・保育施設等における送迎バスに対する
安全装置の整備状況について・・・・・・・・ 8
- 8 茨城学園における給食提供の再開について・・・・・・・・ 9

令和5年12月14日

福 祉 部

ネパール及びベトナム現地日本語学校4校との 「人材の育成・送出し・受入れ促進に関する協力覚書」の締結について

福祉部福祉政策課

1 目的

- 本県では、昨年度より海外の日本語学校から県内の介護福祉士養成校への修学ルートの開拓を進めている。
- 来年春以降、県内養成校や日本語学校にネパール及びベトナム人留学生が18名程度入学予定。
- 今後も、多くの国から、留学生の送り出しについて、継続的・安定的な仕組みを整備するとともに、入国した外国人材を養成し、確実に県内に定着することを目指していく。

2 覚書の内容

(1) 締結日 2023年11月20日(月)

(2) 締結先日本語学校

- ・ともだち日本語学校(ネパール)
- ・アジサイ日本語学校(ネパール)
- ・H.M. EDUCATION SERVICE(ネパール)
- ・ドンズーハノイ日本語センター(ベトナム)

(3) 相互協力の内容

- ・日本語学校卒業後、茨城県へ行く人材の育成・送出し・受入れの支援
- ・安心して日本語を学ぶ環境づくりの支援
- ・人材の送出し等に向けた学生募集説明会、模擬授業及び会議等の開催
- ・介護福祉士国家資格取得及び職場定着の支援

3 今後の対応

- ネパールやベトナムの留学生を毎年度着実に受け入れ、育成・県内定着を促進するとともに、新たな国からのルート開拓を進める。

【参考】

- ・2022年7・10月 ベトナムの日本語学校で学生募集説明会を開催(180名参加)
- ・2023年5・8月 ネパールの日本語学校4校で説明会を開催(120名参加)
- ・2023年9月 ベトナムの地元高校4校で説明会を開催(570名参加)
- ・2024年4月 ベトナム人留学生3名が、県内養成校に入学予定
ネパール人留学生15名程度が、県内日本語学校に入学予定

パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携について

福祉部福祉政策課

1 目的

- パートナーシップ宣誓制度は、全国で300以上の自治体で導入が進み、人口カバー率では70%を超えているが、制度導入自治体の連携は十分に進んでいない。
- このため、他の自治体に転居しても引き続き宣誓を有効とすることにより、宣誓者の負担軽減や利便性向上とともに当該制度の一層の拡大を図るため、自治体間での連携を進めていく。

2 今年度の取組

- 9月に「富山県」と、11月には政令指定都市としては初めてとなる「さいたま市」との間で、パートナーシップ宣誓制度の連携に関する協定を締結した。（8自治体（5県3市）と締結）

3 経緯

- 2019年7月に都道府県では全国初となる「いばらきパートナーシップ宣誓制度(※)」を導入。

(※)一方又は双方が性的マイノリティであり、パートナーシップの関係にある2人が、そろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度。公営住宅の入居や公立病院での手術同意等の際に家族同様の取扱いを受けられる。(宣誓組数 111組 (2023.11月末現在))

- 当事者からは、宣誓者が他自治体に転居した場合、転入先の自治体で改めて宣誓をする必要があるため、第三者によるアウトティングを誘発するなど負担が大きいとの意見があった。

このため、昨年7月の全国知事会で、本県から自治体間連携を提案し、制度導入済の都府県知事に対し直接働きかけを行った。

[連携協定の実績]

- ・ 佐賀県と都道府県間では全国初の連携協定を締結 [2022. 8]
- ・ 岡山県笠岡市・鹿児島県指宿市と連携協定を締結 [2022. 11]
- ・ 栃木県・群馬県と北関東3県における連携協定を締結 [2022. 12]
- ・ 三重県と連携協定を締結 [2023. 1]
- ・ 富山県と連携協定を締結 [2023. 9]
- ・ さいたま市と連携協定を締結 [2023. 11]

4 今後の対応

- 本県が主導して、賛同する自治体との連携を一層推進するとともに、複数自治体間による連携を進めていく。

【参考】

全国におけるパートナーシップ宣誓制度の導入状況

- 導入自治体 328 (2023. 6. 28現在) [人口カバー率 70.9%]
 - ・ 都道府県 12自治体
 - ・ 政令指定都市（特別区を除く） 18自治体
 - ・ 市区町村 298自治体
- 宣誓組数 5,171組 (2023. 5. 31現在)

特別児童扶養手当の支給遅延について

福祉部障害福祉課

1 事案の概要

- ・ 県西県民センターにおいて、特別児童扶養手当*の事務処理を誤り、11月10日支給分（8～11月分）の924件のうち75件（総額12,449,280円分）の口座への振込みが遅延した。
- ・ 遅延したのは、受給資格の期限満了に伴い、診断書等を確認して再認定した75件。
※特別児童扶養手当：精神、知的又は身体障害等のある20歳未満の児童を監護、養育する保護者に国から支給される手当（月額：1級53,700円、2級35,760円）

2 経緯

11月10日（金）	受給者から、障害福祉課及び県西県民センターに、手当が口座に入金されていないという問い合わせが複数あり、未払が発覚
11日（土）～	受給者に、支給が遅れる旨の説明と謝罪の電話連絡。並行し、未払分の支払手続きを行う
30日（木）	未払分の支払い

3 原因

- ・ 特別児童扶養手当は、法令等に基づき4、8、11月の年3回の「定時払い」と、個別事情による「随時払い」により支給することとなっているが、今回の再認定分を定時払いすべきところ、担当者は12月の随時払いで対応すればよいと誤認していた。
- ・ また、所属も、担当者への事務処理の確認や進捗管理が不十分だった。

4 これまでの対応

- ・ 受給者75人に対して電話連絡し、支給が遅延することを謝罪した。
- ・ 未払分の特別児童扶養手当については、受給者の生活への影響が懸念されるため、厚生労働省と協議の結果、受給者75人に対して、県が11月30日に支払い、改めて電話及び通知した。
- ・ 11月30日の県支払分は、遅延利息分も含む総額12,466,680円を予備費執行で対応した。
- ・ 県から受給者に支払った金額（遅延利息分を除く）については、12月8日に国から県が歳入として受け入れた。

5 再発防止策

- ・ 各県民センターに対して今回の事例を周知し、他の手当も併せて注意喚起した。
- ・ 毎年実施している研修会において、適切な事務処理の手続きを周知徹底する。
- ・ 障害福祉課が作成している事務取扱手引きに、再認定の処理については定時払いで処理する旨を留意事項として記載し、各県民センターに周知する。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）のマイナンバーの紐付け誤りについて

福祉部障害福祉課

1 マイナンバー点検作業の概要

- ・ 国において、複数の制度でマイナンバーの紐付けに誤りのある事案が発生していることを踏まえ、地方自治体や関係機関などの紐付け実施機関で紐付けが正確に行われているか、11月末までにマイナンバー総点検を行うこととされた。
- ・ 障害者手帳（身体・知的・精神）については、全国的に紐付け誤りが発生したことから、全ての手帳交付自治体が点検の対象となった。
- ・ 国の指示に基づき、「手帳台帳システム」と「中間サーバ等の情報」の照合を実施した。

2 点検結果

- ・ 精神障害者保健福祉手帳で2件の紐付け誤り（うち1件は自立支援医療（精神通院）※も該当）が判明し、速やかに2件のデータの修正を行った。
※ 自立支援医療（精神通院）は、精神疾患の治療に係る通院医療費の自己負担額を軽減する国の公費負担医療制度。
- ・ 今回の紐付け誤りによる個人情報の流出はない。

事務	点検数（件）	紐付け誤り
身体障害者手帳（町村分）	1,456	なし
療育手帳	7,905	なし
精神障害者保健福祉手帳	23,438	2

3 紐付け誤りの内容

- ①同居家族のマイナンバーを紐付け ※自立支援医療（精神通院）も該当
原因：申請書（手帳と自立支援医療との同時申請）に記載があった同居家族のマイナンバーを手帳台帳システムに入力。
精神手帳と自立支援医療は同一システムで管理。同時申請の場合、1回の入力で手帳と自立支援医療に反映される仕組み。
- ②他人のマイナンバーを紐付け
原因：連続して申請書の情報を手帳台帳システムに入力する際に、申請書を取り違えて他人のマイナンバーを手帳台帳システムに入力。

4 再発防止策

手帳台帳システムを改修してマイナンバーのチェック表を出力し、複数人によるチェックを行う。

いばらき出会いサポートセンターにおける結婚支援の取組について

福祉部子ども政策局少子化対策課

1 会員登録状況等（2023年12月1日現在）

- ・ 会員数 3,099名（男性1,860名、女性1,239名）（男性60.0%、女性40.0%）
- ・ 活動状況

年度	2021	2022	2023（4～11月）
お見合い	2,257組	3,075組	2,276組
交際開始	930組	1,319組	956組
成婚（会員同士）	49組	68組	56組

2 イベント等の開催状況（2023年12月1日現在）

2023年度から、新たにセンターに配置した「結婚支援コンシェルジュ」が企画立案し、市町村等と連携したイベント（出会いの場）や婚活スキルアップセミナーを開催

（1）イベント

- ①『恋するフラワーパーク』（2023年7月9日（日））
 - ・ 場 所 いばらきフラワーパーク（石岡市）
 - ・ 内 容 園内散策、ヒマワリのブーケ作り体験、グループトーク、フリートーク等
 - ・ 参加者 男性17名、女性17名 計34名
 - ・ 共 催 出会いサポートセンター、茨城県、石岡市、小美玉市
- ②『恋するアクアリウム』（2023年8月26日（土））
 - ・ 場 所 アクアワールド茨城県大洗水族館（大洗町）
 - ・ 内 容 ナイトショー「雪月花」観覧、グループトーク、フリートーク等
 - ・ 参加者 男性25名、女性24名 計49名
 - ・ 共 催 出会いサポートセンター、茨城県、鉾田市、行方市、茨城町
- ③『恋するスイーツパーティ with 航空自衛官』（2023年11月11日（土））
 - ・ 場 所 シェフイーヌ水戸（水戸市）
 - ・ 内 容 1対1トークタイム、フリータイム（デザートビュッフェ）等
 - ・ 参加者 男性（航空自衛官）17名、女性16名 計33名
 - ・ 共 催 出会いサポートセンター、茨城県、航空自衛隊百里基地准曹会

（2）セミナー

初対面で好印象を持ってもらうための婚活スキルアップセミナーを男性向け3回、女性向け3回開催し、延べ63名が参加。（共催：常陸太田市他7市、航空自衛隊百里基地准曹会）

【男性向け】※体型別のファッションアドバイス、初対面で好印象を持ってもらうコツ等

- ・ 2023年10月1日（日） 天王崎観光交流センターコテラス
- ・ 2023年11月11日（土） シェフイーヌ水戸
- ・ 2023年11月26日（日） 小美玉市四季文化館みの～れ

【女性向け】※顔タイプ別ファッション、髪型、メイクのアドバイス等

- ・ 2023年9月9日（土） 道の駅ひたちおおた レストラン ShunSai
- ・ 2023年10月1日（日） 天王崎観光交流センターコテラス
- ・ 2023年11月26日（日） 小美玉市四季文化館みの～れ

3 広報PRの実施状況

（1）市町村出張相談・登録会（5月～11月）

開催数：50回（29市町村） 相談者数／登録者数：73名／70名

（2）SNS等を活用した広告配信（10月～11月）

YouTube 広告（動画表示約230万回）、Google リスティング広告（クリック数5,239回）

茨城県こども計画（仮称）策定のための基礎調査の実施について

福祉部子ども政策局少子化対策課

1 目的

こども基本法（令和5年4月1日施行）第11条において、こども施策へのこどもや子育て当事者等の意見の反映が求められていることから、来年度に予定している茨城県こども計画（仮称）の策定を見据え、こどもや子育て当事者等の意識や生活実態、支援ニーズ等を把握するための基礎調査を実施する。

2 調査の概要

（1）調査対象

県内の未就学児の保護者、小・中・高校生とその保護者、若者など

調査区分	調査対象者	調査依頼先	対象者数
未就学児	保護者	幼稚園・保育所・子育て支援センター等*	22,000人程度
小学1年生	保護者	地域バランスを考慮して35校程度を選定	
小学5年生	児童・保護者		
中学2年生	生徒・保護者		
高校2年生	生徒・保護者		
若者	大学生ほか	大学等*	

※この他、県ホームページやSNS等も活用し、広く意見を募集する。

（2）調査方法

- ・ 調査区分ごとに設問数30問程度の無記名アンケート方式とする。
- ・ 調査項目は、こども大綱（中間整理案）や現行の次世代育成プランの内容に沿ったものとする。
- ・ 調査票は、紙媒体とインターネット（QRコードの配布）を併用する。
- ・ 小学生（5年生）、中学生、高校生とその保護者向け調査については、調査票のナンバリングにより親子の紐づけを行う。

3 調査のスケジュール（予定）

時期	内容
1月	調査対象者への調査票等の配布開始
2月	調査結果の中間とりまとめ
	少子化対策審議会への報告
3月	調査結果の最終とりまとめ

教育・保育施設等における送迎バスに対する 安全装置の整備状況について

福祉部子ども政策局 子ども未来課
福祉部 障害福祉課

1 国の調査結果等について

昨年9月に静岡県で発生した、送迎バスの児童置き去り事故を受け、本年4月から送迎バスの安全装置の整備が義務化*されたため、国において5月に第1回目の安全装置の整備状況の調査を実施したところであるが、今般、第2回目の調査を実施した。

※経過措置あり：来年3月末までの整備

(1) 調査結果

	送迎バス実施施設・事業所数	送迎バスの運行台数	10月末時点整備完了台数 (整備割合)	12月末時点整備完了及び整備予定台数 (整備割合)
茨城県	639	1,463	1,221 (83.5%)	1,366 (93.4%)

(2) 上記(1)のうち福祉部所管施設における送迎バスの整備状況

区分	対象施設	送迎バス実施施設・事業所数	送迎バスの運行台数 A	10月末時点整備完了台数		12月末時点整備完了及び整備予定台数			
				B	整備割合 (B/A)	B'	整備割合 (B'/A)		
教育・保育施設	保育所	56	66	64	97.0%	95.0%	66	100.0%	97.9%
	認定子ども園	167	362	349	96.4%		358	98.9%	
	私立幼稚園	50	129	129	100.0%		129	100.0%	
	地域型保育事業	1	1	1	100.0%		1	100.0%	
	認可外保育施設	14	27	13	48.1%		19	70.4%	
障害児通所支援事業所	児童発達支援センター	3	4	4	100.0%	70.0%	4	100.0%	87.5%
	指定児童発達支援事業所	107	225	157	69.8%		211	93.8%	
	放課後等デイサービス	188	451	315	69.8%		380	84.3%	

※調査は上記施設の他、教育庁所管施設の特別支援学校等が含まれる

※令和6年3月末時点では、整備割合が100%となる見込み

2 10月末時点の未整備の主な理由と今後の対応

(1) 未整備の理由

- ・ バス送迎を新たに開始した施設や新規開所した施設については、今後整備予定であるため
- ・ バスの更新の予定があり、更新後のバスに整備する予定であるため

(2) 今後の対応

- ・ 整備について、個々の施設に対し、より強く働きかけを行う
- ・ バス乗降時の確認や登園管理の徹底について指導する

茨城学園における給食提供の再開について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

1 経緯

- (1) 2021年4月、茨城学園において、入所児童への食事の提供のため、株式会社ホーユー（広島県広島市）と給食業務委託を締結。
- (2) 2023年9月5日（火）、茨城学園において、同社の調理担当従業員から給食事業の継続が困難となる旨の報告を受ける。以降、同社には連絡を試みるも繋がらない状態となる。
- (3) 入所児童への給食提供については、在庫食材を活用して朝食のみ数日対応したものの、以降は複数の業者により弁当を1日3食分手配している。

2 対応状況

- (1) 株式会社ホーユーによる事業継続は困難と判断し、2023年9月27日付けで契約解除通知を発出。
- (2) 運営体制等の評価も行いながら、後継の委託事業者を選定するため、10月～11月にかけて公募型プロポーザル方式による業者選定を実施。イトランド株式会社（栃木県宇都宮市）と契約（2023年11月16日～2025年3月31日）を締結した。給食提供については、12月12日（火）から再開している。

3 参考

(1) イトランド株式会社について

- ・ 事業内容：企業、学校、施設等の給食業務委託、レストラン運営 等
- ・ 所在地：栃木県宇都宮市中今泉1-22-12（本社）※水戸市に営業所あり
- ・ 実績(県)：茨城県警察学校、消防学校、県立農業大学校における給食業務委託

(2) 茨城学園（児童自立支援施設）について

- ・ 設置者：茨城県
- ・ 目的：家庭・学校・地域に適応できず、問題行動を起こした児童や生活指導を必要とする児童を受け入れ、自立支援を行う。
- ・ 所在地：那珂市後台1484-1
- ・ 入所児童数：26人（2023年12月1日現在。定員44人）
- ・ 施設構成：男子寮3寮、女子寮1寮

令和 5 年第 4 回定例会
保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- 1 第 1 1 8 号議案 令和 5 年度茨城県一般会計補正予算（第 5 号）・・・ 2～ 4
- 2 第 1 3 5 号議案 指定管理者の指定について（茨城県立あすなろの郷）・・・ 2
- 3 第 1 3 6 号議案 指定管理者の指定について（茨城県立青少年会館）・・・ 3
- 4 第 1 3 7 号議案 指定管理者の指定について（ラク・ハイツ）・・・ 4
- 5 第 1 5 6 号議案 令和 5 年度茨城県一般会計補正予算（第 6 号）・・・ 5

令和 5 年 12 月 14 日

福 祉 部

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 障害福祉課

議案の名称	指定管理者の指定について（茨城県立あすなろの郷）
1 予算額	—
2 現況・課題	<p>茨城県立あすなろの郷は、昭和 48 年 12 月の設置以来、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設と児童福祉法に基づく障害児入所施設として、障害者（児）の日常生活に必要な介護や医療を提供するとともに、生活自立に向けた総合的な支援を提供している。</p> <p>現在、老朽化した施設の建替えと再編整備を進めており、令和 7 年度に新施設の供用開始及び新体制への移行を予定。</p>
3 必要性・ねらい	<p>令和 5 年度末をもって指定管理期間が満了する茨城県立あすなろの郷について、令和 6 年度の指定管理者の指定を行うとともに、債務負担行為限度額を定めようとするもの。</p> <p>（根拠法令） 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項</p> <p>普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>
4 内容	<p>（1）指定の内容</p> <p>①施設の名称 茨城県立あすなろの郷</p> <p>②指定管理者候補者 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団【非公募】 理事長 中島 敏之</p> <p>③指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（1 年間）</p> <p>（2）指定管理者に係る債務負担行為 指定管理者指定の議決に併せて債務負担行為限度額を定める。</p> <p>○債務負担行為の期間 令和 6 年度 ○債務負担行為限度額 3,000,138 千円</p>
5 参考事項	<p>（1）募集及び選定の経過</p> <p>R5.6 第 2 回定例会における選定手続きの報告（常任委員会） 10 指定申請書の受付 10 選定委員会の開催（指定管理者候補者の選定） 12 第 4 回定例会における指定管理者の指定の議決（予定） R6.4 次期指定管理者による管理運営開始</p> <p>（2）これまでの指定管理者</p> <p>H18.4 指定管理者制度導入 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 H21.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 H26.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 H31.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団</p>

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部子ども政策局青少年家庭課

<p>議案の名称</p>	<p>指定管理者の指定について（茨城県立青少年会館）</p>
<p>1 予算額</p>	<p>—</p>
<p>2 現況・課題</p>	<p>茨城県立青少年会館は、昭和 55 年 4 月の設置以来、青少年等に活動の場を提供するとともに、青少年育成事業等を行う施設として利用されている。 宿泊事業（偕楽園ユースホステル）については、令和 6 年 3 月末をもって終了することとしている。</p>
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>令和 5 年度末をもって指定管理期間が満了する茨城県立青少年会館について、令和 6 年度から令和 10 年度までの指定管理者の指定を行うとともに、債務負担行為限度額を定めようとするもの。 （根拠法令）地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>
<p>4 内 容</p>	<p>(1) 指定の内容 ① 施設の名称 茨城県立青少年会館 ② 指定管理者候補者 公益社団法人 茨城県青少年育成協会【公募】 会長 大窪 修二 ③ 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）</p> <p>(2) 指定管理者に係る債務負担行為 指定管理者指定の議決に併せて債務負担行為限度額を定める。 ○ 債務負担行為の期間 令和 6 年度～令和 10 年度 ○ 債務負担行為限度額 5 年間合計 132,630 千円</p>
<p>5 参考事項</p>	<p>(1) 募集及び選定の経過 R5. 6 第 2 回定例会における選定手続の報告（常任委員会） 8～10 指定管理者の募集 10 選定委員会の開催（指定管理者候補者の選定） 12 第 4 回定例会における指定管理者の指定の議決（予定） R6. 4 次期指定管理者による管理運営開始</p> <p>(2) これまでの指定管理者 H18. 4 指定管理者制度導入 指定管理者：（財）茨城県青少年協会 H21. 4 指定管理者：ユース・アイマネージメントグループ H26. 4 指定管理者：ユース・アイマネージメントグループ H31. 4 指定管理者：ユース・アイマネージメントグループ （代表団体（公社）茨城県青少年育成協会）</p>

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部子ども政策局青少年家庭課

<p>議案の名称</p>	<p>指定管理者の指定について（ラーク・ハイツ）</p>
<p>1 予算額</p>	<p>—</p>
<p>2 現況・課題</p>	<p>ラーク・ハイツは、昭和 55 年 3 月の設置以来、母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子福祉の総合的施設であり、ひとり親家庭等の自立促進の支援を行う施設として利用されている。</p>
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>令和 5 年度末をもって指定管理期間が満了するラーク・ハイツについて、令和 6 年度から令和 10 年度までの指定管理者の指定を行うとともに、債務負担行為限度額を定めようとするもの。 （根拠法令） 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>
<p>4 内 容</p>	<p>(1) 指定の内容 ① 施設の名称 ラーク・ハイツ ② 指定管理者候補者 社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会【公募】 会長 境 洋子 ③指定管理期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）</p> <p>(2) 指定管理者に係る債務負担行為 指定管理者指定の議決に併せて債務負担行為限度額を定める。 ○ 債務負担行為の期間 令和 6 年度～令和 10 年度 ○ 債務負担行為限度額 5 年間合計 402,450 千円</p>
<p>5 参考事項</p>	<p>(1) 募集及び選定の経過 R5. 6 第 2 回定例会における選定手続の報告（常任委員会） 8～10 指定管理者の募集 10 選定委員会の開催（指定管理者候補者の選定） 12 第 4 回定例会における指定管理者の指定の議決（予定） R6. 4 次期指定管理者による管理運営開始</p> <p>(2) これまでの指定管理者 H18. 4 指定管理者制度導入 指定管理者：社団法人茨城県母子寡婦福祉連合会 H21. 4 指定管理者：社団法人茨城県母子寡婦福祉連合会 H26. 4 指定管理者：社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会 H31. 4 指定管理者：社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会</p>

第 156 号議案

令和 5 年度 茨城県一般会計補正予算（第 6 号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
福祉部 計	2,089,529	2,089,529	-

【歳出項目別】

（単位：千円）

款 名 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
7 福祉費	129,560,802	2,089,529	131,650,331
2 生活保護費	4,985,631	7,876	4,993,507
3 障害福祉費	36,234,730	365,228	36,599,958
4 長寿福祉費	45,124,872	1,394,678	46,519,550
5 児童福祉費	40,745,842	321,747	41,067,589

○ 一般会計補正予算に係る福祉部の事業

【物価高騰対策支援関連事業】

- ・ 保護施設物価高騰対策支援事業 7,876 千円
- ・ 介護施設等物価高騰対策支援事業 1,394,678 千円
- ・ 障害者施設物価高騰対策支援事業 365,228 千円
- ・ 幼児教育・保育施設物価高騰対策支援事業 305,069 千円
- ・ 児童養護施設等物価高騰対策支援事業 16,678 千円

主要事業等の概要（案）

福祉部福祉政策課・長寿福祉課・障害福祉課・子ども未来課・青少年家庭課

<p>事業名又は議案の 名 称</p>	<p>福祉施設等物価高騰対策支援関連事業 私立学校等物価高騰対策支援関連事業 事業名：保護施設物価高騰対策支援事業（福祉政策課） 介護施設等物価高騰対策支援事業（長寿福祉課） 障害者施設物価高騰対策支援事業（障害福祉課） 幼児教育・保育施設物価高騰対策支援事業（子ども未来課） 児童養護施設等物価高騰対策支援事業（青少年家庭課）</p>
<p>1 予 算 額</p>	<p>2, 0 8 9, 5 2 9 千円 各事業の予算額 保護施設物価高騰対策支援事業： 7, 876 千円 介護施設等物価高騰対策支援事業： 1, 394, 678 千円 障害者施設物価高騰対策支援事業： 365, 228 千円 幼児教育・保育施設物価高騰対策支援事業： 305, 069 千円 児童養護施設等物価高騰対策支援事業： 16, 678 千円</p>
<p>2 現況・課題</p>	<p>福祉施設事業者等においては、エネルギー価格の高騰により、光熱費等の負担が増大している。</p>
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>上記のような環境下において、健全な施設運営を図るため、光熱費等の負担が増大している福祉施設事業者等に対して支援を行う。</p>
<p>4 事業の内容</p>	<p>(1) 事業概要 光熱費等及び食材料費の高騰による負担を軽減するための支援金の支給</p> <p>(2) 対象経費 高齢者・障害者・児童養護施設等の光熱費等及び食材料費の高騰分</p> <p>(3) 光熱費等（継続）及び食材料費（新規）</p> <p>① 施設数 ア 高齢者施設 4, 141 施設 イ 障害者施設 3, 529 施設 ウ 児童養護施設等 39 施設、里親 150 組 エ 保護施設(救護施設) 5 施設 オ 私立幼稚園等 1, 055 施設 ※食材料費については、上記施設のうち食事の提供が必要な入所施設等が対象</p> <p>② 支給額 ア 光熱費等 支給額＝R 3 光熱費等×13. 5%（物価上昇率） ×1/2（6 か月分）×1/2（補助率）</p> <p>イ 食材料費 支給額＝施設種別毎の利用者 1 人当たり食材料費単価（6 か月分の高騰分）※×利用者 ※食材料費単価の考え方： R 3 1 人当たり食材料費×16. 8%（物価上昇率）× 1/2(6 か月分)×1/2 により、施設種別毎の実績に基づいて算定</p>
<p>5 参考事項</p>	<p>物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用</p>



福祉施設等物価高騰対策支援関連事業



【R5.12月補正予算額 1,785 百万円】

福祉部福祉政策課保護G	(029-301-3164)
長寿福祉課介護保険指導・監査G	(029-301-3343)
障害福祉課自立支援G	(029-301-3363)
青少年家庭課児童育成G	(029-301-3258)

エネルギー価格や食材料費の高騰により増大する施設の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、光熱費等の負担が増大している福祉施設事業者等に対して支援を行います。

光熱費等（継続）

【事業概要】光熱費等の高騰による負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】高齢者・障害者施設等の光熱費等の高騰分

【積算方法】支給額 = R3 光熱費等 × 13.5% (物価上昇率) × 1/2 (6か月分) × 1/2

1 高齢者施設 (751百万円)

支給先：高齢者施設等
対象数：4, 141施設



3 児童養護施設等 (5百万円)

支給先：児童養護施設・里親等
対象数：39施設、里親150組



2 障害者施設 (298百万円)

支給先：障害者施設等
対象数：3, 529施設



4 保護施設（救護施設） (2百万円)

支給先：保護施設（救護施設）
対象数：5施設



食材料費（新規）

【事業概要】食材料費の高騰による負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】高齢者・障害者施設等の食材料費の高騰分

【積算方法】支給額 = R3 1人当たり食材料費 × 16.8% (物価上昇率) × 1/2 (6か月分) × 1/2 × 利用者数

【対象数】1,914施設 (729百万円)



私立学校等物価高騰対策支援関連事業

【R5.12月補正予算額 344百万円】

総務部総務課私学振興室 (029-301-2249)

保健医療部医療局医療人材課人材育成G (029-301-3151)

福祉部子ども政策局子ども未来課企画・幼稚園G (029-301-3252)

エネルギー・食料品価格の高騰により増大する私立学校等の負担を軽減し、健全な学校経営の維持を図るため、光熱費等や給食経費の負担が増大している私立学校等に対して支援を行います。

1 光熱費等支援（継続） 94百万円

【事業概要】私立学校等の光熱費等の高騰分に対し支援金を支給

【積算方法】支給額 = R3 光熱費等 × 13.5% (物価上昇率) × 1/2 (6か月分) × 1/2

【支援対象】①私立高等学校等 (28百万円)

私立小・中・高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校 (53法人86校)

②医療関係職種養成所 (2百万円)

看護師等養成所・その他医療関係職種養成所 (16法人16校)

③私立幼稚園・保育所等 (64百万円)

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設 (674法人1,055施設)



2 給食経費支援（新規） 250百万円

【事業概要】私立学校等の給食に係る経費の高騰分に対し支援金を支給

【積算方法】支給額 = R3 1人当たり給食経費 × 16.8% (物価上昇率) × 1/2 (6か月分) × 1/2 × 利用者数

【支援対象】①私立小中学校等 (9百万円)

学校給食を提供している私立小学校、中学校、中等教育学校(前期課程) (9法人9校)

②私立幼稚園・保育所等 (241百万円)

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設 (674法人1,055施設)

